

四日市港管理組合測量業務発注標準

(令和6年6月1日適用)

1 発注標準

四日市港管理組合測量業務入札参加資格者格付要領第6条に基づく測量業務の発注標準は、次表のとおりとします。

なお、測量業務と設計業務は、原則として、分割発注するものとします。

区分	測量業務の設計金額	格付基準
A	400万円以上	①総合点 180点以上 ②測量にかかる完成業務収入高 5千万円以上 ③測量にかかる有資格者数数値 10点以上
B	400万円未満	上記以外のもの

注1 区分への格付は、上表に示す格付基準のすべての要件を満たしていません。

注2 測量にかかる有資格者については、三重県の実施する測量格付事項審査により、審査基準日（毎年1月1日）の半年前から継続して雇用関係にあるとして認定を受けた者とします。

2 特 例

次の（1）又は（2）に該当する場合には、上記の発注標準を踏まえつつそれぞれに定められるところにより発注できるものとします。

（1）設計金額の特例

緊急を要する場合等特別の事由があるときは、上記の発注標準を踏まえつつ上位区分の者を選定することができるものとします。

ただし、この特例を適用して選定される者は指名業者の過半数を超えることができないものとします。

（2）測量業務と設計業務を合冊して発注する特例

測量業務と設計業務が密接に関係する業務においては、測量業務と設計業務を合冊して発注することができるものとします。

ただし、その場合は測量業務相当額を勘案し、かつ、当該設計業務に係る技術者の在籍状況等を十分に把握し、当該設計業務が施工可能な者を選定するものとします。